

山小屋経営力強化緊急支援事業費補助金

新型コロナの影響で経営が厳しい山小屋の皆様が経営力強化に向けて緊急的に取り組む事業を支援するものです。

補助対象者

県内の中部山岳国立公園内に山小屋を有する次のいずれかに該当する者。

①中小企業者、②小規模企業者、③個人事業主(フリーランスを含む)

補助対象事業

*申請後、11月30日までに完了する見込みのあるものが対象です。

事業区分	事業内容
感染症対策	飛沫防止用パネル・カーテン、換気システム導入、マスク・シーツ等衛生用品購入、消毒・清掃機器、施設改修、キャッシュレス決済システム、リモートワーク環境整備、その他感染症対策
需要喚起	広告費・HP作成費・キャンペーンの実施、オリジナル商品の開発、環境整備に要する機材の購入、その他山小屋の需要喚起に関するもの

*環境整備:山小屋利用者のための、登山道や山小屋周辺の草刈り・補修等

*転売・販売を目的とした品物は対象となりません

補助率・補助額

【補助率】 中小企業者:2/3 小規模企業者:3/4

【補助額】 感染症対策 最大30万円(税抜き)

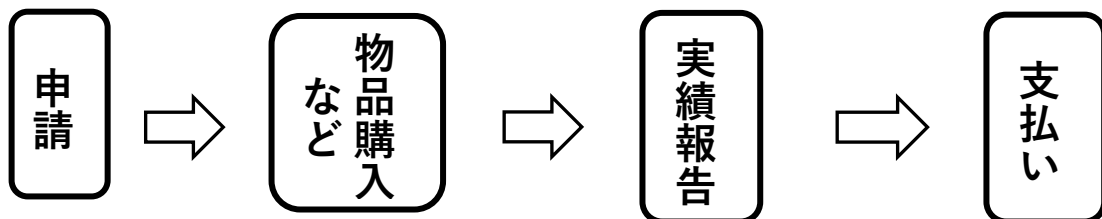
需要喚起 最大30万円(税抜き)

1山小屋あたり最大60万円(税抜き)

*山小屋感染症対策緊急支援事業を利用した方も申請できます。

申請受付期間

令和3年8月10日(火)～9月30日(木)



まず、申請してください

*不明な点は下記申請先に相談願います。

申請方法・申請先

申請方法:郵送、メール、FAXなど

*詳細は富山県のホームページで「山小屋」と検索し、

「富山県/山小屋の経営力強化対策を支援します。」をクリックしてください。

申請先:富山県生活環境文化部 自然保護課 自然公園係 Tel:076-444-3399

FAX:076-444-4430 E-mail:ashizenhogo@pref.toyama.lg.jp

山小屋経営力強化緊急支援事業費補助金 (必要書類)

申込み時に提出 (9月30日まで必着)

- 交付申請書 (様式1号)
- 事業計画書 (様式1号の2) →事業者区分、実施する内容を記入
- 収支計画書 (様式1号の3) →事業に必要な経費を記入

完了後に提出 (事業完了後20日後または12月20日まで)

- 実績報告書 (様式5号)
- 実施報告書 (様式5号の2) →実施した内容を記載。
対策前後が比較できる写真を添付
- 収支決算書 (様式5号の3) →事業の収支について記載

(注意) 決算書に対応する支払伝票等を添付してください。
(日付は申請日から11月30日までのものに限る)

* 検査を行い、補助金の額を確定して事業者に通知します。
(必要に応じて現地確認をします)

請求書 (検査後に補助金の額が確定したら)

- 補助金清算払請求書 (様式6号) →請求額、振込口座を記入

その他 (必要に応じて提出)

- 申請した内容に変更があった場合 →変更承認申請書 (様式2号)
- 事業を廃止する場合 → 廃止承認申請書 (様式3号)
- 財産管理台帳 (様式7号) →取得した財産を記入し、各自保管
- 財産処分承認申請書 (様式8号) →取得した財産を処分する場合に提出